

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八峰町における人口構造は、2020年国勢調査によると総人口6,577人、生産年齢人口3,098人(47.1%)、老年人口3,037人(46.2%)、年少人口442人(6.7%)となっている。「国立社会保障・人口問題研究所」の推計データ(2023年12月公表)では、2030年に総人口が5,152人、生産年齢人口は2,120人と2025年比で約17%の減少となり、その後も5年ごとに約18%の減少が続くと予想されている。

八峰町の産業構造は、農業、林業の割合が17.2%と最も高く、以下医療、福祉が15.7%、製造業が12.7%、卸売業、小売業が11.4%、建設業が11.3%と続き、サービス業は4.5%となっている。

また、八峰町を管轄するハローワーク能代管内の令和7年2月の有効求人倍率は1.43で、前年同月の1.69と比較すると落ち着いてきているものの、多くの職種・業種別で依然として高い水準となっている。特に、建築・土木・測量技術者が15.5、製品・機械検査が6.00、保安の職業が5.96と高い数値を示している。

少子化・高齢化に伴う人口減少が続く八峰町において、中小企業では人手不足が大きな問題となっているほか、人件費や物価の高騰といった多くの課題に直面しており、取り巻く環境は大変厳しい状況にある。

こういった状況においても、八峰町の中小企業が売り上げを伸ばしていくためには、あらゆる業種・職種において、先端設備等の導入による人手不足の解消と生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、人手不足の解消と生産性の向上による地域産業の競争力強化を図り、八峰町経済の活性化を目指す。これを実現するため、計画期間中に年間3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

八峰町の産業は、建設業、製造業、医療、卸売業、小売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業

者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の設備投資を広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

八峰町の産業は、駅周辺、臨海エリア、農村部、山間部と広域に立地している。これらすべての地域で広く事業者の生産性を向上する観点から、本計画の対象地域は八峰町全域とする。

(2) 対象業種・事業

八峰町の産業は、建設業、製造業、医療、卸売業、小売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月15日から令和9年6月14日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等の導入計画でないこと。

(2) 公序良俗に反する事業でないこと。

(3) 申請者の行う事業が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等反社会勢力との関係が認められないものであること。

(4) 申請者において、町税の未納が無いこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。